

新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由とした キャンセルの利用料金の還付について

以下のように取り扱いが変更となります。

令和2年2月20日から令和3年3月31日までの利用分

または

令和3年4月1日から令和3年4月11日までの利用分

全額還付（利用前に申し出があった場合）



令和3年4月12日以降の利用分

基本的に全額還付ではなく、通常通りの取扱い

- ・ 使用日の前7日までにキャンセルの申し出があったとき 全額還付
- ・ 使用日の前日～前6日までにキャンセルの申し出があったとき 半額還付

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、緊急事態宣言が発令された場合などには、取り扱いが変更となることがあります。

また、令和2年2月20日から令和3年3月31日までの利用分で、新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に利用をキャンセルしたものについては、令和3年4月1日以降に還付の申し出があった場合も、全額還付を受付けます。

4月12日以降の利用分についても急遽変更となる可能性があります。

詳細につきましては名古屋市のホームページもしくは生涯学習センターのホームページをご確認ください。